

第2章 処務

島原地域広域市町村圏組合事務決裁規則

平成29年4月1日規則第7号

改正 平成31年3月25日規則第3号 令和2年3月6日規則第2号

島原地域広域市町村圏組合事務決裁規則（昭和47年島原地域広域市町村圏組合規則第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、管理者の権限に属する事務を執行する場合における決裁の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者若しくは管理者から権限の委任を受けた者又は専決の権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が、管理者の権限に属する事務について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 この規則に定める者が、その責任において、管理者の権限に属する事務について、管理者の名の下に常時決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時的に、その者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在 出張又は休暇その他の理由により決裁権者が決裁できない状態にあることをいう。
- (5) 事務局長 島原地域広域市町村圏組合事務局の組織等に関する規則（昭和46年島原地域広域市町村圏組合規則第4号）第2条に定める事務局長をいう。
- (6) 消防長 島原地域広域市町村圏組合消防本部の組織等に関する規則（昭和46年島原地域広域市町村圏組合規則第5号。以下「消防本部組織等規則」という。）第2条に定める消防長をいう。
- (7) 課長 島原地域広域市町村圏組合事務局等設置条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第4号）第1条に定める各課の課長及び消防本部組織等規則第4条に定める総務課長をいう。

（代決）

第3条 次の表の左欄に掲げる決裁権者が不在であり、かつ、当該文書の施行が急を要するときはのときは、同表の右欄に掲げる者が、その順位に従い代決するものとする。

決裁権者	代決をする者
------	--------

	第1順位	第2順位
管理者	副管理者	事務局長
事務局長	総務課長	
課長	参事又は課長補佐（参事又は課長補佐を置かない課にあつては主務係長）	主務係長

2 消防本部においては、消防本部等処務規程の規定によりその事務を代決する。

3 前2項の規定により代決をした事項については、速やかに上司に報告し、又は関係書類を閲覧に供しなければならない。ただし、あらかじめ指定された事項その他軽易な事項については、この限りでない。

（代決の制限）

第4条 前条の場合において、代決者は事案の重要度を考慮し緊急に処理する必要がないと認めるものについてはこれを保留し、上司の指示を受けなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針が指示された事項については、この限りでない。

（専決事項）

第5条 決裁を要する事項のうち事務局長、消防長又は課長等が専決を行うことのできる事務の範囲は第8条から第14条までに定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項については、管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 組合議会に関係あるもの
- (2) 異例に属し、又は重要な先例となると認められるもの
- (3) 紛議論争のあるもの又は処理の結果紛議論争を生ずると思われるもの
- (4) 前各号のほか、特に重要事案と認められるもの

（上司の指示による事項）

第6条 上司の指示により起案した事項は、この規則の規定にかかわらず上司の決裁を受けなければならない。

（軽易事項）

第7条 この規則に定める専決事項以外のものであつても、定例であつて重要でないもの又は極めて軽易であるものは、その主管の事務に限り事務局長、消防長又は課長等において処理することができる。

（事務局長専決事項）

第8条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 局内事務の調整に関すること。
- (2) 告示及び公告に関すること。

- (3) 事務局の課長等の宿泊を伴う出張及び勤怠に関すること。
- (4) 事務局職員の宿泊を伴う研修に関すること。
- (5) 職員の衛生管理に関すること。
- (6) 関係市の組合負担金の納入に関すること。
- (7) 別表1 専決区分事務局長の欄に規定する範囲の額の収入調定及び支出負担行為に関すること。
- (8) 別表2 専決区分事務局長の欄に規定する範囲の額の契約等の事務に関すること。
- (9) 項間の予算の流用に関すること。
- (10) 1件10万円未満の不用品処分に関すること。
- (11) 1件10万円以上100万円未満の予備費の充用に関すること。
- (12) 使用料及び手数料の徴収免除に関すること。
- (13) 物品の貸与に関すること。
- (14) その他前各号に準ずる事項
(消防長専決事項)

第9条 消防長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、この規則に定めるもののほか、消防長の専決事項については別に定める。

- (1) 消防本部の課長等の宿泊を伴う出張及び勤怠に関すること。
- (2) 別表1 専決区分消防長の欄に規定する範囲の額の収入調定及び支出負担行為に関すること。
- (3) 別表2 専決区分消防長の欄に規定する範囲の額の契約等の事務に関すること。
- (4) 1件10万円未満の不用品処分に関すること。
- (5) 1件10万円以上100万円未満の予備費の充用に関すること。
- (6) 項間、目間及び節間の予算の流用に関すること。
- (7) その他前各号に準ずる事項
(課長の共通専決事項)

第10条 課長に共通する専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例又は簡易な諸願、申請、照会、回答、届及び報告等に関すること。
- (2) 定例又は簡易な通達及び経由文書の進達に関すること。ただし、副申を必要とするものを除く。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 課員の配置及び分掌事務に関すること。
- (5) 課員（消防本部総務課長にあっては、消防職員）の日帰り出張及び復命に関すること。
- (6) 課員の出勤簿の管理及び整理に関すること。
- (7) 課員の年次有給休暇の届出に関すること。

- (8) 課員の時間外勤務及び休日勤務の命令及び確認に関する事。
- (9) 別表1 専決区分主務課長の欄に規定する範囲の額の収入調定及び支出負担行為に関する事。
- (10) 別表2 専決区分主務課長の欄に規定する範囲の額の契約等の事務に関する事。
- (11) 決裁を経た経費の支出命令に関する事。
- (12) 過誤納金の還付に関する事。
- (13) その他軽易な事務に関する事。

(総務課長専決事項)

第11条 総務課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の共済組合及びその他の保険に関する事。
- (2) 職員の服務上についての諸願届(年次有給休暇を除く。)の処理に関する事。
- (3) 職員の給与の支給に関する事。
- (4) 職員の時間外勤務及び休日勤務の認定に関する事。
- (5) 事務局の課長補佐以下の課員の宿泊を伴う出張に関する事。
- (6) 別表1 専決区分総務課長及び主務課長の欄に規定する範囲の額の収入調定及び支出負担行為に関する事。
- (7) 別表2 専決区分総務課長及び主務課長の欄に規定する範囲の額の契約等の事務に関する事。
- (8) 目間及び節間の予算の流用及び1件10万円未満の予備費の充用に関する事。
- (9) 事務局における竣工検査に関する事。
- (10) 予算の配当に関する事。
- (11) 施設の維持管理に関する事。

(電算課長専決事項)

第12条 電算課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 電子計算機データ入力及び各種データの管理に関する事。
- (2) システム設計並びに移行計画に関する事。
- (3) 電子計算機のプログラムに関する事。
- (4) 電子計算機のオペレーションに関する事。
- (5) 電子計算機及び附帯設備並びに機器の管理に関する事。
- (6) 電算業務に係る関係市間の連絡調整に関する事。
- (7) 電算適用業務の分析及び調査研究に関する事。

(介護保険課長専決事項)

第13条 介護保険課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 課内事務の調整に関する事。
- (2) 介護保険業務の管理運営に関する事。ただし、重要なものを除く。

(消防本部総務課長専決事項)

第14条 消防本部総務課長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、この規則に定めるもののほか、消防本部総務課長の専決事項については別に定める。

(1) 消防本部における竣工検査に関すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月6日規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第8条、第9条、第10条、第11条関係）

収入及び支出事務専決及び合議区分

区 分	専 決 区 分			合 議 区 分
	事 務 局 長	総 務 課 長	主 務 課 長	総 務 課
	消 防 長		消防本部総務課長	
第1項 収入に関する事項				
調定	500万円以上（寄附金、繰入金及び組合債は全額）	100万円以上 500万円未満	100万円未満	100万円以上（寄附金、繰入金及び組合債は全額）
第2項 支出に関する事項				
1報酬 2給料 3職員手当等 4共済費 5災害補償費			全 額	
7 報償費	認定調査員報償金		全 額	
	認定調査員報償金以外のもの	100万円以上 300万円未満	30万円以上 100万円未満	30万円未満 30万円以上
8 旅費	課長等の宿泊を伴う出張	課長補佐以下の宿泊を伴う出張	日帰り出張	宿泊を伴う出張
9 交際費	3万円以上 10万円未満	1万円以上 3万円未満	1万円未満	1万円以上
10 需用費	食糧費	3万円以上 10万円未満	1万円以上 3万円未満	1万円未満 1万円以上
	光熱水費		全 額	
	食糧費、光熱水費以外のもの	200万円以上 500万円未満	50万円以上 200万円未満	50万円未満 50万円以上
11 役務費	通信運搬費		全 額	
	通信運搬費以外のもの	100万円以上 500万円未満	30万円以上 100万円未満	30万円未満 30万円以上
12 委託料	200万円以上 500万円未満	50万円以上 200万円未満	50万円未満	50万円以上 （人件費的経費の委託契約等は全額）
13 使用料及び賃借料	100万円以上 500万円未満	30万円以上 100万円未満	30万円未満	30万円以上
14 工事請負費	500万円以上 1000万円未満	300万円以上 500万円未満	300万円未満	300万円以上
15 原材料費	200万円以上 500万円未満	50万円以上 200万円未満	50万円未満	50万円以上
16 公有財産購入費	300万円以上 500万円未満	300万円未満		300万円以上

17備品購入費		200万円以上 500万円未満	50万円以上 200万円未満	50万円未満	50万円以上
18負担金補助 及び交付金	医療費及び 給付関係	500万円以上 1000万円未満	300万円以上 500万円未満	300万円未満	300万円以上
	工事関係	500万円以上 1000万円未満	300万円以上 500万円未満	300万円未満	300万円以上
	医療費及び 給付関係、工 事関係以外 のもの	100万円以上 300万円未満	10万円以上 100万円未満	10万円未満	10万円以上
19扶助費				全額	
20貸付金		300万円以上 500万円未満	50万円以上 300万円未満	50万円未満	50万円以上
21補償補填及び賠償金		300万円以上 500万円未満	300万円未満		全 額
22償還金利子及 び割引料	公債費		全 額		全 額
	公債費以外 のもの	300万円以上 500万円未満	50万円以上 300万円未満	50万円未満	50万円以上
23投資及び出資金		300万円以上 500万円未満	100万円以上 300万円未満	100万円未満	100万円以上
24積立金		500万円以上 1000万円未満	500万円未満		500万円以上
25寄附金		100万円以上 300万円未満	100万円未満		100万円以上
26公課費				全 額	
27繰出金		500万円以上 1000万円未満	50万円以上 500万円未満	50万円未満	50万円以上
予算の流用		項間流用	目間及び節間流用	細節間流用	細節間流用以外 会計管理者への 通知は目間以上
予備費の充用		10万円以上 100万円未満	10万円未満		全 額
科目更正			全 額		全 額
<p>備 考 1 通常の場合はこの区分によるが、特に重要と認められるものはこの限りでない。</p> <p>2 修繕料50万円以上については、15節工事請負費の事務処理に準ずる。</p> <p>3 任用何については、総務課に合議する。</p>					

別表2（第8条、第9条、第10条、第11条関係）

契約等の事務専決及び合議区分

区 分		専 決 区 分			合 議 区 分	
		事 務 局 長	総 務 課 長	主 務 課 長	総 務 課	
		消 防 長		消防本部総務課長		
工事	起工	500万円以上 1000万円未満	300万円以上 500万円未満	300万円未満	300万円以上	
	業者指名	500万円以上 1000万円未満	300万円以上 500万円未満	300万円未満		
	予定価格	500万円以上 1000万円未満	300万円以上 500万円未満	300万円未満		
	契約	500万円以上 1000万円未満	300万円以上 500万円未満	300万円未満	300万円以上	
物品	買入	執行	200万円以上 500万円未満	50万円以上 200万円未満	50万円未満	50万円以上
		業者指名	200万円以上 500万円未満	50万円以上 200万円未満	50万円未満	
		予定価格	200万円以上 500万円未満	50万円以上 200万円未満	50万円未満	
		契約	200万円以上 500万円未満	50万円以上 200万円未満	50万円未満	50万円以上
	借入	執行	100万円以上 500万円未満	30万円以上 100万円未満	30万円未満	30万円以上
		業者指名	100万円以上 500万円未満	30万円以上 100万円未満	30万円未満	
		予定価格	100万円以上 500万円未満	30万円以上 100万円未満	30万円未満	
		契約	100万円以上 500万円未満	30万円以上 100万円未満	30万円未満	30万円以上
業務委託（建設 工事関連業務委 託を含む。）	執行	200万円以上 500万円未満	50万円以上 200万円未満	50万円未満	50万円以上	
	業者指名	200万円以上 500万円未満		200万円未満		
	予定価格	200万円以上 500万円未満		200万円未満		
	契約	200万円以上 500万円未満		200万円未満	50万円以上	